

区長挨拶

春暖の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素は区の活動にご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

本年も引き続き区長を務めることになりましたが、皆さまのご期待に添えますか不安に思っております。

さて、昨年度は近年にない災害に見舞われ、この復旧作業も道半ば、今後は役員組長はじめ区民の皆様方のお力をお借りして進めてまいります。何かとお無理なお願ひもあるうかと思ひますが、皆さまのご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

令和元年度 高橋区 区長 野田 行弘

役員・世評役

区長 野田行弘

副区長 石川和美

副区長 村尾正道

会計 河原純子

庶務 小川秀雄

広報 池田洋二

一組長 小林与八

二組長 岡村貞三

三組長 三宅佐代子

四組長 寺田 実

五組長 井関貴文

六組長 入江直之

七組長 伊藤末広

八組長 濱田都久満

九組長 足立智之

十組長 大森 茂

体振委員

海塚良尚

近藤義弘

コミュニティ委員

宮田一馬

近藤義弘

青少協委員

東良京子

地域道路防災担当 池田洋二

アドバイザー

加形丈治

会計監査

加納和美

政安玲子

会計特別監査

杉山幸司

亀岡市条例第26号『亀岡市空家等対策の推進に関する条例』による

危険な廃屋



危険な廃屋

市長は、適正な管理が行われていない空家等に、倒壊、崩壊その他の著しい危険が切迫し、これにより人の生命若しくは身体に対する危害又は財産に対する甚

又は財産に対する甚

危険な廃屋を解体



大な損害が道路、公園その他の公共の場所において生ずるおそれがあると認めるときは、その危害等を予防し、又はその拡大を防ぐため、当該空家等の除却、修繕、立木等の伐採その他の周辺の生活環境の保全を図るための必要最小限の措置を講じることができ

不法投棄

0120-530994

ご協力をお願いいたします。

写真は、高橋区1組れ警では、ゴミ捨て場、中対察す。



投自然環境を汚染する行為は、重大な公害を生ずるおそれがあるため、早急に対処する必要があります。不法投棄の発生を防止するため、早急に対処する必要があります。不法投棄の発生を防止するため、早急に対処する必要があります。

産業廃棄物の不法投棄は、環境を汚染し、健康被害を及ぼすおそれがあるため、早急に対処する必要があります。産業廃棄物の不法投棄は、環境を汚染し、健康被害を及ぼすおそれがあるため、早急に対処する必要があります。

ご入学おめでとう

ごさいます

畑野小一年

荒堀麗翔 君

(あらほりらいと)

育親中一年

南野真菜美さん

(みなみのまなみ)

オープンガーデン

二組の植木均さんの庭（写真）にて開催 5月18日、19日の二日間

